

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2022年5月号〉

## 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

### 1 | シンガポールの倒産・清算手続～外国倒産手続の承認援助手続～



### 2 | 強制執行(金銭執行)の基礎について



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## シンガポールの倒産・清算手続 ～外国倒産手続の承認援助手続～

丸山 貴之  
Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

### 1. はじめに

シンガポールの倒産・清算手続については、本News Letterの2020年2月号(第20号)にてシンガポールの会社の清算手続をご紹介しましたが<sup>1</sup>、本号では、シンガポールにおける外国倒産手続の承認援助手続について、ご紹介しません。

### 2. 承認援助手続

ある会社につき日本で倒産手続が開始し、その会社が外国に財産を有している場合、その外国財産は、日本に所在する財産と同様に、日本の倒産手続により保全されるでしょうか。

日本の破産法、民事再生法及び会社更生法上は、破産管財人、再生債務者及び更生管財人(以下、総称して「管財人等」といいます。)の財産管理処分権は外国に所在する財産にも及ぶとされており(普及主義)、外国財産についても債権者による個別的権利行使は制限されることになります。

しかしながら、日本の倒産法において、普及主義を採用し外国財産に対し日本の倒産手続の効力が及ぶと定めたとし、外国には主権があるため、日本の倒産手続の効力が外国財産に当然に及ぶことにはならず、外国に日本の倒産手続の効力を及ぼすためには、外国にて日本の倒産手続を承認するための手続が必要となります(本稿では、このよう

に、ある国において他の国の倒産手続を承認するための手続を「承認援助手続」、承認援助手続を定める法律を「承認援助法」といいます。)

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、1997年に、国際倒産に関する統一的なモデル法として、承認援助手続を規定したUNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency(以下「モデル法」といいます。)<sup>2</sup>を制定し、国連総会では加盟国に対しモデル法を尊重した法整備を行うことを勧告する旨の決議がなされました。

シンガポールは、2017年、会社法(Companies Act)の付表としてモデル法をベースとした承認援助法(以下「シンガポール承認援助法」といいます。)を制定しました。また、シンガポール承認援助法は、2020年の倒産・再編・清算法(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018)の施行時に、会社法の付表から倒産・再編・清算法の付表に取り込まれました<sup>3</sup>。

日本の会社によるシンガポールの承認援助手続の利用場面としては、シンガポールに財産を有する会社が日本で倒産し、債権者により当該財産に対する個別の権利行使がなされるおそれがあるような場合に、日本の倒産手続につきシンガポールで承認を得、個別的権利行使を制限して当該財産を保全するといったことが考えられます。

1:本News Letterの2020年2月号(第20号)については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

[https://www.oh ebashi.com/jp/newsletter/NL\\_Restructuring\\_Debtmanagement\\_202002-P6-7-Maruyama20200212.pdf](https://www.oh ebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202002-P6-7-Maruyama20200212.pdf)

2:モデル法及びその解説については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/1997-model-law-insol-2013-guide-enactment-e.pdf>

3:シンガポール承認援助法については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/40-2018/?ProvIds=Sc3-#Sc3->

### 3. シンガポール承認援助法における承認援助手続

#### (1) 定義

まず、シンガポール承認援助法で定義されている主要な用語をご紹介します。

##### ① 外国手続

再建又は清算を目的として、債務者の財産及び事業が外国裁判所の監督に服する外国の倒産法に基づき行われる集団的な司法又は行政手続。

日本の倒産手続では、再建を目的とする手続として民事再生手続及び会社更生手続が、清算を目的とする手続として破産手続及び特別清算手続が、外国手続に該当すると考えられます。

##### ② 外国主手続

債務者が主たる利益の中心(center of main interests. 以下「COMI」ともいいます。)を有する国で行われる外国手続。

主たる利益の中心は、反証ない限り債務者の登録された本店と推定されます。主たる利益の中心については、シンガポール承認援助法に定義はありませんが、モデル法の解説<sup>4</sup>では、EU規則<sup>5</sup>上の「債務者が通常その利益を管理し、そのため第三者から認識可能な場所」とのCOMIの規定が参考になるものとされています。

##### ③ 外国従手続

債務者が財産や営業所を有する国で行われる、外国主手続以外の外国手続。

##### ④ 外国管財人

外国手続において、債務者の財産、事業の再建、清算を管理することを授権された者。

日本の倒産手続については、破産手続では破産管財

人、特別清算手続では清算人、民事再生手続では再生債務者、会社更生手続では更生管財人が、外国管財人に該当すると考えられます。

#### (2) 承認申立て

外国管財人に、シンガポールにおける外国手続の承認の申立権限が認められています。

外国手続の承認申立てを行うには、裁判所に対し求める決定の内容を記載した申立書(Originating Summons)を提出し、また、債務者の概要、外国手続の開始に至る経緯、シンガポールで外国手続の承認を求める理由等を説明するために外国管財人の宣誓供述書(Affidavit)を提出します。

シンガポール承認援助法上、申立てには、

- ① 開始決定及び外国管財人の選任の決定の認証された写し
- ② 外国手続及び外国管財人選任の存在を証する外国裁判所の証明書
- ③ 上記①、②の証拠がない場合には、裁判所に受入れ可能な、外国手続の存在及び外国管財人選任についての他の証拠

のいずれかの添付が要求されており、日本語の書面については英訳を作成することが必要です。英訳は、翻訳者が正確に英訳したことについて宣誓供述書を作成する等して、その正確性を担保することが行われます。

#### (3) 暫定的な救済

承認申立て後、承認決定がなされるまでの間、債務者の財産又は債権者の利益を保護するために緊急に救済が必要な場合、裁判所は、外国管財人の請求により、以下を含む暫定

4:脚注2参照。

5:EU規則(Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceeding)では、前文にCOMIの内容について定められていました。このEU規則は、2015年にRegulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedingsに改正され、改正後の規則では、3条1項にCOMIについての定義規定が設けられています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

的な救済を与えることができます。

- ① 債務者の財産に対する執行の中止
- ② 物の性質上又は他の状況により腐敗、価値下落のおそれその他危険な状態にある財産につき保護、維持するために、その全部又は一部の管理換価を外国管財人又は裁判所が選任する他の者に委任すること
- ③ 下記(5)(b)③、④の救済等

これらの暫定的な救済は、効力が延長されない限りは(下記(5)(b)⑥参照)、承認申立てに関する決定がなされた時点で失効します。

#### (4) 承認決定の要件

承認申立て後は、ヒアリングを経て承認に関する決定がなされます。

承認の対象となる手続が「外国手続」に該当すること、承認を求める者が「外国管財人」に該当すること、必要書類の提出がなされていること等の要件を充足する場合、承認申立てが認められます。主たる利益の中心がある国の外国手続の場合は外国主手続として、債務者が財産や営業所を有する国で行われる外国手続の場合は外国従手続として、承認されます。

#### (5) 承認の効果

##### (a) 外国主手続の承認の効果

外国主手続が承認されると、以下の効果が自動的に発生します。

- ① 債務者の財産、権利、義務又は責任に関する個別の訴訟又は手続の開始若しくは継続の中止
- ② 債務者の財産に対する執行の中止
- ③ 債務者による財産の移転、担保差入れ又は処分権限の停止

##### (b) 外国主手続及び外国従手続の承認の効果

外国主手続、従手続にかかわらず、シンガポール裁判所

は、外国管財人の要求により、債務者の資産又は債権者の利益を保護するために必要な場合、以下を含む適切な救済を与えることができます。

- ① 上記(a)①により中止されていない限度において、シンガポールにおける債務者の財産、権利、義務又は責任に関する個別の訴訟又は手続の開始若しくは継続の中止
- ② 上記(a)②により中止されていない限度において、債務者の財産に対する執行の中止②により中止されていない限度において、債務者の財産に対する執行の中止
- ③ 上記(a)③により停止されていない限度において、債務者による財産の移転、担保差入れ又は処分権限の停止
- ④ 債務者の財産、事業、権利、義務又は責任に関する証人尋問、証拠収集又は情報伝達
- ⑤ シンガポールに所在する債務者の財産の全部又は一部の外国管財人又は裁判所が指名する他の者への管理又は換価の委任
- ⑥ 上記(3)により認められた救済の延長

外国従手続については、外国主手続と異なり承認により当然に上記(a)①ないし③のような効果が発生するものではないため、外国管財人は、救済を求める申立てを行い、裁判所の決定を得ることが必要となります。

#### (6) 承認申立て後の裁判所への報告

シンガポールでの承認申立て以降、外国管財人は、外国手続や外国管財人の地位の重要な変更が生じた場合、シンガポールの裁判所に報告することが必要となります。

#### (7) 承認援助手続の終了等

承認決定を付与する理由の全部若しくは一部が欠け又は消滅した場合、シンガポールの裁判所は、外国管財人若しくは承認により影響を受ける者の申立てにより又は自ら、承認

決定を変更又は終了させることができます。

日本の倒産手続の管財人等がシンガポール承認援助手続を利用してシンガポールの財産を換価し、日本の倒産手続

にて配当を実施して同手続が終結したような場合には、シンガポール承認援助手続も終了させることになります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

## 強制執行(金銭執行)の基礎について

山本 翔

Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

### 第1 はじめに

強制執行とは、主に、民事裁判で確定された権利を実現するため、民事執行法に基づく手続のことです。強制執行といっても、債権者が有する権利の内容に応じて、様々な方法が用意されており、大別すると、金銭の支払を目的とする権利のための手続(金銭執行)と、金銭の支払を目的としない権利のための手続(非金銭執行)に分けることができます。金銭の支払を目的とする権利としては、例えば、貸金返還請求権がありますが、交通事故でケガをしたとして、加害者に治療費などを求める損害賠償請求権も、これに該当します。他方で、金銭の支払を目的としない権利としては、例えば、契約に基づき家具の製造を求める権利などがあります。

企業法務では、一般に、金銭の支払を求める権利の実現(債権回収)が問題となるため、本稿では、強制執行のうち、金銭執行に焦点を当てて、簡単な解説をさせていただきます。

### 第2 金銭執行の準備

#### 1 債務名義と執行文

金銭執行に限らず強制執行では、国家権力が債務者の私生活へ強制的に介入していく営みですから、この申立てを行うためには、債権者が権利を持っていることが公に確認できていないといけません。このため、一定の権利の存在と内容が明らかにされた文書(債務名義)を取得した債権者のみ、強制執行の申立てを行うことができます。債務名義の代表例が裁判所による確定判決になります。

また、例えば、債権者がある権利を有していることが裁判で認められていたとしても、裁判のやり直しの手続である「再審

により判決が取り消されているような場合もあり、このような場合に強制執行を認めることは、できません。そこで、そのような事由がないことについて、判決をした裁判所において確認する必要があります。当該債務名義で強制執行をしても良いとのお墨付きを「執行文」といいます。

このように、強制執行を申し立てるためには、その前提として、債務名義と執行文を得る必要があります(このほか、債務名義が債務者である相手方に送達されたことの証明書等も必要となります。)

#### 2 債務者の財産を調査するための手続

強制執行の準備ができたとしても、債務者の財産が把握できなければ、債権者は、実際に申立てを行うことができません。金銭執行では、金銭の支払義務を負っている債務者の財産を差し押さえて売却し、その代金から回収をすることを予定する手続であるため、債権者にとっては、いかに債務者が有する財産を発見し、これを効果的に差し押さえるかが課題となります。債務者の財産を特定する責任は、債権者にあります。

債務者の財産を調査するための手続としては、民事執行法では、2つの手続が用意されています。まず、財産開示手続といって、債務者を裁判所に呼び出し、債務者自身にその財産に関する陳述をさせる手続が用意されています。この手続では、債権者は債務者に対し質問をし、財産の状況を明らかにさせることができます。裁判所が定めた財産開示期日に正当な理由がないのに出頭しない、出頭しても虚偽の陳述をした、という場合には、令和元年の改正により罰則が引き上げられ、

6月以下の懲役か50万円以下の罰金に処するものとされました。このように罰則が強化された改正法の施行後は、実際に、裁判所へ出頭しなかったことを理由として、逮捕されたり、書類送検されたりする事件もあると報道されています。

また、債権者が債務者の財産状況を調査するための制度として、第三者からの情報取得手続が創設されています。この手続では、裁判所が、債権者からの申立てにより、金融機関、登記所等の第三者に対し、債務者の預貯金債権、不動産等の財産に関する情報の提供を命じることができますので、債権者は、債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得することができるようになりました。

このような手続を経て、債務者の財産を特定することができた債権者は、その判明した財産に合わせて、強制執行を申し立てることになります。

### 第3 金銭執行の種類

#### 1 債権に対する強制執行

債権に対する強制執行(債権執行)とは、債権を対象とする強制執行の方法ですが、私人が保有する財産のうち、最も換価しやすいものは預貯金債権であるため、預貯金債権を対象として申し立てられることが多いのが実情です。債権者としては、第三者からの情報取得手続のような方法を活用し、債務者の預貯金口座がどこにあるかが分かれば、預貯金口座を差し押さえることとなるでしょう。債権者の立場で預貯金債権を差し押さえようとするときに留意することとしては、申立ての際に、差押命令の対象とする預貯金債権の取扱店舗(支店)を具体的に特定しなければならないことです(インターネット専業銀行の場合には、支店の特定は、不要です)。

このほか、債務者の勤務先が判明しているのであれば、給与債権を差し押さえるということもあり得ますし、債務者が事業を営んでいれば、売掛金を差し押さえるということもあり得ます。

#### 2 不動産に対する強制執行

不動産に対する強制執行では、債務者が所有する土地・建物などの不動産を差し押さえ、これを裁判所の手を通じて売却し、債権者がその代金の配当等から債権を回収することが中心となる手続です。抵当権などの担保権の実行の手続と合わせて「不動産競売」とも呼ばれています。

この手続では、不動産を評価した上で、入札により一番高い価格で購入の希望をした者(最高価買受申出人)に売却し、代金を債権者へ配当することとなります。金銭債務の支払が困難な債務者においては、換価価値のある不動産を所有していないこともあると思いますが、第三者からの情報取得手続を活用することにより、思わぬ不動産を発見できる可能性もあります。

#### 3 動産執行

動産執行は、債務者の占有する動産を執行官が差し押さえ、これを売却し、債権者がその代金の配当等から債権を回収する手続になります。執行官は、債務者の抵抗を排して、債務者の住居に立ち入ることができます。動産執行では、債務者等への生活の保障という観点から、一定の範囲の動産については差押えが禁止されています。例えば、債務者の衣服や寝具などの日常家財道具、一か月の生活に必要な食糧等のほか、66万円までの現金についても差し押さえすることができません(差押禁止動産といいます)。

差押禁止動産以外の動産を差し押さえることに成功したとしても、家具などの一般的な動産には交換価値がないことから、動産執行が実際の債権回収に繋がることは、困難な場合が多いといえますが、債務者にとっては、心理的な影響が少なくない手続であるといえます。

#### 第4 おわりに

以上のおり、金銭執行では、いかに債務者が有する財産を発見し、これを効果的に差し押さえるかが課題となるため、

債権者の立場からすると、日頃から、取引相手(債務者)の財産状況についての関心を持つておくことが、いざとなった場合への備えとなることでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)